

【民事訴訟法】

次の文章を読んで、後記の設問（１）から（４）まで答えなさい。

【事例】

XとYは、数年前から建材等の商品につき継続的取引を行っているが、納品した商品の支払について紛争が生じた。そこでXはYに対し、納入した建材の代金として500万円の売買代金請求訴訟を提起した。Yは本件の建材は納品されておらず、契約を解除したはずだと主張し、そうでなくとも代金は既に全額弁済したと主張し、仮に弁済がなかったとしたなら、YがXに運転資金として貸し付けた貸金700万円で相殺する旨の抗弁を提出した。

- （１） 裁判所は、Xの主張する売買契約は認められるが、Yの弁済がなされたことが認められると判断した場合、どのような判決を下すか。また、この判決が確定した場合、既判力はどのような判断に生じるか。
- （２） 裁判所は、Xの売買代金を認めつつ、Yの弁済は認められないとして、Yの相殺の抗弁につき審理し、Yの貸金債権（反対債権）が700万円であると判断した場合、どのような判決をくだすべきか。また、Yの貸金債権が300万円であると判断した場合はどうか。それぞれの判決が確定した場合、既判力はどのような判断に生じるか。
- （３） Yが700万円の貸金債権の支払を求めて反訴を提起したとき、この反訴は適法か。民訴法142条との関係で、裁判所はどのように審理判断すべきか。
- （４） 上記（２）の場面で、裁判所はYの貸金債権が700万円であると認定し、請求棄却判決を下した。Yは弁済を否定した裁判所の事実認定に誤りがあるとして、控訴を提起した。Yの控訴には、そもそも控訴の利益があるか。控訴審が、控訴の利益があるとした上で、審理の結果、弁済の事実を認めた場合、どのような判決を下すべきか。

- （１）（２）：民事訴訟法Ⅰ
- （３）（４）：民事訴訟法Ⅱ

※ 解答用紙の記入に際しては、（１）、（２）、（３）、（４）と見出しをつけて記入しなさい。